

第 号	納 税 者	住 所	
平成 年度		氏 名	
普 通 税	市 町 村 民 税	道 府 県 民 税	千 百 十 万 千 百 十 円
1 市町村民税及び道府県民税決定の明細			税 額
区 分	課 税 標 準 額	税 率	道 府 県 民 税 市 町 村 民 税 合 計
均 等 割 分 割 (1)			円 円 円
所 得 金 額 (2)		裏 面	
山 林 所 得 金 額 (3)			
退 職 所 得 金 額 (4)			
小 計 (2)+(3)+(4) (5)			
短期譲渡 9 % 適用分 (6)			
長期譲渡 5 % 適用分 (7)			
一般の譲渡 (8)			
優良住宅地等に係る譲渡 (9)			
居住用財産の譲渡 (10)			
株式等の譲渡 未 公 場 開 分 (11)			
上 場 株 式 等 の 配 当 分 (12)			
先 物 取 引 (13)			
肉 用 牛 の 売 却 価 値 額 (14)			
小 計 (5)+(6)+(7)+(8)+(9)+(10)+(11)+(12)+(13)+(14)+(15) (16)			裏 面
調 整 控 除 額 (17)			
(16)-(17) (18)			
配 当 控 除 額 (19)			
(18)-(19) (20)			
住 宅 借 入 金 等 特 別 税 額 控 除 額 (21)			
(20)-(21) (22)			
寄 附 金 税 額 控 除 額 (23)			
(22)-(23) (24)			
外 国 税 額 控 除 額 等 (25)			
(24)-(25) (26)			
配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 の 控 除 額 (27)			
計 (26)-(27) (28)			
市 町 村 民 税 及 び 道 府 県 民 税 の 合 計 税 額 (1)+(28) (29)			円
給 与 等 特 別 徴 収 の 方 法 に よ っ て 徴 収 す る 額 の 合 計 額 (30)			
公 的 年 金 等 特 別 徴 収 の 方 法 に よ っ て 徴 収 す る 額 の 合 計 額 (31)			
普 通 徴 収 の 方 法 に よ っ て 徴 収 す る 額 の 合 計 額 (29)-(30)-(31) (32)			
所 得 割 額 以 上 控 除 す る こ と が で き な っ た 配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 の 控 除 額 (33)			
2 普通徴収の方法によって徴収する額の各納期の納付額及び納期限			
期 別	納 付 額 (33) に 係 る 充 当 額	充 当 後 納 付 額	納 期
第 1 期	円	円	平成 年 月 日から 月 日まで
第 2 期			平成 年 月 日から 月 日まで
第 3 期			平成 年 月 日から 月 日まで
第 4 期			平成 年 月 日から 月 日まで
納 付 場 所			
3 公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月		4 特別徴収を行う公的年金の種類及び支払者の名称	
徴 収 月	特 別 徴 収 税 額	公 的 年 金 の 種 類	
年 1 0 月	円		
年 1 2 月			
年 2 月		支 払 者 の 名 称	

あなたの税額を上記のとおり決定したので、地方税法第41条、第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。

普通徴収の方法によって徴収する額については、上記2の各期別ごとの納付額をそれぞれの納期に納めてください。なお、納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金の支払いの際に、上記4の公的年金からその支払者が徴収します。

また、あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が次の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。

徴 収 月	仮 特 別 徴 収 税 額
年 4 月	円
年 6 月	
年 8 月	

なお、あなたが昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した次の額を、特別徴収の方法によって徴収します。

徴 収 月	仮 特 別 徴 収 税 額
年 4 月	円
年 6 月	
年 8 月	

平成 年 月 日 市町村民 氏 名

注意 市町村民税所得割及び道府県民税所得割の税率等は裏面にあります。詳しくは裏面をよくお読みください。

- 備考 1 この通知書は、第1号の4様式による納付の告知以外の納付の告知について使用すること。
- 2 市町村は、この通知書の裏面に、市町村民税及び道府県民税の賦課の根拠となった法律及び条例の規定、市町村民税所得割及び道府県民税所得割の税率、納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法並びに特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額がある場合においては、その額は普通徴収の方法によって徴収されるものであることを記載すること。
- 3 繰上徴収の方法により徴収する場合には、「上記2の各期別ごとの納付額をそれぞれの納期に納めてください。」にかえて「地方税法第13条の2第1項の規定により繰上徴収しますので、上記納期にかかわらず、各納期分を平成 年 月 日までに納めてください。」と記載すること。
- 4 「肉用牛の売却価額(15)」の欄は、肉用牛の売却による事業所得がある場合において法附則第6条第2項又は第5項の規定の適用を受けるときの同条第2項第1号又は第5項第1号に規定する売却価額の合計額及び税額を記載すること。この場合において、「総所得金額(2)」の欄は、同条第2項第2号又は第5項第2号に規定する事業所得の金額がないものとして計算した課税標準額及び税額を記載すること。

第 号	納 税 者	住 所	
平成 年度		氏 名	
普 通 税	市 町 村 民 税	道 府 県 民 税	千 百 十 万 千 百 十 円
1 市町村民税及び道府県民税決定の明細			税 額
区 分	課 税 標 準 額	税 率	道 府 県 民 税 市 町 村 民 税 合 計
均 等 割 分	(1)		円
所 得 金 額	(2)		
山 林 所 得 金 額	(3)		
退 職 所 得 金 額	(4)		
小 計	(2)+(3)+(4) (5)		
所 得 金 額	短 期 譲 渡 9 % 適 用 分	(6)	
	5 % 適 用 分	(7)	
	一 般 の 譲 渡	(8)	
	長 期 譲 渡 優 良 住 宅 地 等 に 係 る 譲 渡	(9)	
	居 住 用 財 産 の 譲 渡	(10)	
	株 式 等 の 譲 渡 未 公 場 開 分	(11)	
	上 場 株 式 等 の 配 当 分	(12)	
	先 物 取 引	(13)	
	肉 用 牛 の 売 却 価 値	(14)	
	小 計	(5)+(6)+(7)+(8)+(9)+(10)+(11)+(12)+(13)+(14) (15)	
調 整 控 除 額	(16)		
配 当 控 除 額	(17)		
配 当 控 除 額	(18)-(19) (20)		
住 宅 借 入 金 等 特 別 税 額 控 除 額	(21)		
寄 附 金 税 額 控 除 額	(22)-(23) (24)		
外 国 税 額 控 除 額 等	(24)-(25) (26)		
配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 の 控 除 額	(27)		
計	(26)-(27) (28)		
市 町 村 民 税 及 び 道 府 県 民 税 の 合 計 税 額	(1)+(28) (29)		円
給 与 から 特 別 徴 収 の 方 法 に よ っ て 徴 収 す る 額 の 合 計 額	(30)		
公 的 年 金 から 特 別 徴 収 の 方 法 に よ っ て 徴 収 す る 額 の 合 計 額	(31)		
普 通 徴 収 の 方 法 に よ っ て 徴 収 す る 額 の 合 計 額	(29)-(30)-(31) (32)		
所 得 割 より 控 除 す る こ と が で き な かつ た 配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 の 控 除 額	(33)		
2 普通徴収の方法によって徴収する額の内各納期の納付額及び納期限			
期 別	納 付 額	(33) に 係 る 充 当 額	充 当 後 納 付 額 納 期
第 1 期	円	円	平成 年 月 日から 月 日まで
第 2 期			平成 年 月 日から 月 日まで
第 3 期			平成 年 月 日から 月 日まで
第 4 期			平成 年 月 日から 月 日まで
納 付 場 所			
3 公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月		4 特別徴収を行う公的年金の種類及び支払者の名称	
徴 収 月	特 別 徴 収 税 額	公 的 年 金 の 種 類	
年 1 0 月	円		
年 1 2 月		支 払 者 の 名 称	
年 2 月			
<p>あなたの税額を上記のとおり決定したので、地方税法第41条、第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。</p> <p>普通徴収の方法によって徴収する額については、上記2の各期別ごとの納付額をそれぞれの納期に納めてください。なお、納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p> <p>公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金の支払いの際に、上記4の公的年金からその支払者が徴収します。</p> <p>また、あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が次の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。</p>			
徴 収 月		仮 特 別 徴 収 税 額	
年 4 月		円	
年 6 月			
年 8 月			
<p>なお、あなたが昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した次の額を、特別徴収の方法によって徴収します。</p>			
徴 収 月		仮 特 別 徴 収 税 額	
年 4 月		円	
年 6 月			
年 8 月			
平成 年 月 日	市 町 村 長	氏 名	印

注意 市町村民税所得割及び道府県民税所得割の税率等は裏面にあります。詳しくは裏面をよくお読みください。

- 備考 1 この通知書は、第1号の4様式による納付の告知以外の納付の告知について使用すること。
- 2 市町村は、この通知書の裏面に、市町村民税及び道府県民税の賦課の根拠となった法律及び条例の規定、市町村民税所得割及び道府県民税所得割の税率、納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法並びに特別徴収の方法によって徴収されしこととなった額がある場合においては、その額は普通徴収の方法によって徴収されるものであることを記載すること。
- 3 繰上徴収の方法により徴収する場合には、「上記2の各期別ごとの納付額をそれぞれの納期に納めてください。」にかえて「地方税法第13条の2第1項の規定により繰上徴収しますので、上記納付にかかわらず、各納期分を平成 年 月 日までに納めてください。」と記載すること。
- 4 「肉用牛の売却価額(15)」の欄は、肉用牛の売却による事業所得がある場合において法附則第6条第2項又は第5項の規定の適用を受けるときの同条第2項第1号又は第5項第1号に規定する売却価額の合計額及び税額を記載すること。この場合において、「総所得金額(2)」の欄は、同条第2項第2号又は第5項第2号に規定する事業所得の金額がないものとして計算した課税標準額及び税額を記載すること。